

実質化された人・農地プラン

市町村名	対象地区名(地区内集落名)	作成年月日	直近の更新年月日
熊谷市	中条地区(上中条、今井、小曽根、大塚)	令和2年3月23日	平成31年3月8日

1 対象地区の現状

①地区内の耕地面積	476.1ha
②アンケート調査等に回答した地区内の農地所有者又は耕作者の耕作面積の合計	397.7ha
③地区内における75才以上の農業者の耕作面積の合計	81.5ha
i うち後継者未定の農業者の耕作面積の合計	30.7ha
④地区内において今後中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積の合計	195.3ha
(備考)	

- 注1:③の「〇才以上」には、地域の实情に応じて、5～10年後の農地利用を議論する上で適切な年齢を記載します。
注2:④の面積は、下記の「(参考)中心経営体」の「今後の農地の引受けの意向」欄の「経営面積」の合計から「現状」欄の「経営面積」の合計を差し引いた面積を記載します。
注3:アンケート等により、農地中間管理機構の活用や基盤整備の実施、作物生産や鳥獣被害防止対策、災害対策等に関する意向を把握した場合には、備考欄に地区の現状に関するデータとして記載してください。
注4:プランには、話し合いに活用した地図を添付してください。

2 対象地区の課題

小曽根地区や今井地区では未整備地があり、耕作放棄地も点在している。それぞれのほ場も形状が悪く、担い手も高齢化し、将来はさらに荒れる可能性がある。

注:「課題」欄には、「現状」を基に話し合いを通じて提示された課題を記載してください。

3 対象地区内における中心経営体への農地の集約化に関する方針

上中条地区はほ場整備も完了しており、農業生産法人が5経営体おり、他にも担い手がいるため、5年後の経営については担っていくことができる。

大塚地区はほ場整備も完了しており、農業生産法人が2経営体おり、他にも担い手がいるため、5年後の経営については担っていくことができる。

今井地区は、整備地については農業生産法人が4経営体おり、他にも担い手がいるため、5年後も担っていく。

今井地区及び小曽根地区の未整備地については、農業生産法人3経営体おり、個人の担い手がいるが高齢化が進んでいるため、企業導入や野菜利用などにより担っていきたい。

注1:中心経営体への農地の集約化に関する将来方針は、対象地区を原則として集落ごとに細分化して作成することを想定していますが、その「集落」の範囲は、地域の实情に応じて柔軟に設定してください。

注2:「中心経営体」には、認定農業者、認定新規就農者、経営所得安定対策の対象となる法人化や農地の利用集積を行うことが確実と市町村が判断する集落営農及び市町村の基本構想に示す目標とする所得水準を達成している経営体等が位置付けられます。

(参考) 中心経営体

属性	農業者 (氏名・名称)	現状		今後の農地の引受けの意向		
		経営作物	経営面積	経営作物	経営面積	農業を営む範囲
認農法	A法人	水稲	17 ha	水稲	30 ha	上中条、小曾根、今井
認農法	I法人	水稲 麦	32 ha	水稲 麦	45 ha	上中条、小曾根、今井
認農法	U法人	水稲 飼料水稲	3 ha	水稲 飼料水稲	103 ha	大塚
認農法	E法人	水稲 麦	15 ha	水稲 麦	16 ha	大塚
認農	E氏	水稲 麦	15 ha	水稲 麦	15 ha	大塚
集	大塚営農組合	麦	35 ha	麦	35 ha	大塚
認農	O氏	水稲 麦	4 ha	水稲 麦	5 ha	上中条、今井
認農	O氏	水稲	3 ha	水稲	3 ha	上中条
認農	K氏	水稲 麦 野菜	6 ha	水稲 麦 野菜	10 ha	上中条
認農	D氏	水稲 麦	8 ha	水稲 麦	18 ha	上中条、大塚
認農	T氏	黒毛和牛	- ha	黒毛和牛	- ha	
集	中条営農組合	麦	56 ha	麦	57.5 ha	上中条
認農法	T法人	水稲 麦	100 ha	水稲 麦	120 ha	上中条
認農	N氏	水稲 麦 野菜	7.5 ha	水稲 麦 野菜	12.5 ha	上中条
認農	N氏	水稲 麦 大豆	3 ha	水稲 麦 大豆	5 ha	上中条
認農	N氏	水稲 麦 野菜	6.5 ha	水稲 麦 野菜	6.5 ha	今井
認農	H氏	水稲 麦 野菜	2 ha	水稲 麦 野菜	2.8 ha	小曾根
認農法	F法人	水稲 麦	13.7 ha	水稲 麦	20 ha	上中条
認農法	F法人	水稲 麦	40 ha	水稲 麦	50 ha	上中条
認農	M氏	水稲 麦	5.2 ha	水稲 麦	7.5 ha	大塚
認農法	Y法人	飼料作物 酪農	35 ha	飼料作物 酪農	35 ha	上中条
認農	Y氏	水稲 麦	45 ha	水稲 麦	50 ha	小曾根
認就農	M氏	野菜	0.6 ha	野菜	1 ha	小曾根
計	24経営体		452.5 ha		647.8 ha	

注1:「属性」欄には、個人の認定農業者は「認農」、法人の認定農業者は「認農法」、認定新規就農者は「認就」、法人化や農地集積を行うことが確実であると市町村が判断する集落営農は「集」、基本構想水準到達者は「到達」と記載します。

注2:「今後の農地の引受けの意向」欄については、現状からおおむね5年から10年後の意向を記載します。

注3:「経営面積」欄には、プランの対象地区内における中心経営体の経営面積を記載します。

4 3の方針を実現するために必要な取組に関する方針(任意記載事項)

農地の貸付け等の意向

貸付け等の意向が確認された農地は、291筆、282,493.88㎡となっている。

農地中間管理機構の活用方針

現在、中条地区全体を重点実施地区とし着手している。現在、利用権の設定をしている筆については、期限が切れた後には中間管理事業を利用し、段階的に集積・集約を進めていく。

将来、中間管理事業を利用している中心経営体が病気や怪我等の事情で営農の継続が困難になった場合には、隣接地で営農している担い手に結びつけ、効率的な経営ができるようにしていく。

未整備地の営農方針

ほ場整備は、地元の同意を得ることが難しいので、違った方法で農地利用を進めていくことが必要である。例として①企業参入、②地元の法人農家が野菜作りをしていく。

①は、未整備地でも畦畔を取り広い面積となれば企業も入りやすくなるため、対策をしていく。

②は、畑であれば遠いほ場でも運営していけるため、資金面等の条件をクリアすれば参入希望の法人あり。市街地と幹線道路に近いため観光農園等も視野に入れることができる。

上記以外にも今後に向けて話し合いを進め、検討していく。

(参考) 農地の貸付け等の意向(任意記載事項)

農地の所在(地番)	貸付け等の区分(㎡)		
	貸付け	作業委託	売渡
計	171,381.88	—	111,112

注: 農業委員・農地利用最適化推進委員が農地の貸付け等の意向を確認した面積を農地利用最適化交付金の成果実績払いの対象とする場合には、人・農地プランにおいて地番、面積を記載することが必要です。

(留意事項)

本様式をそのまま公表様式として活用する場合には、中心経営体の氏名等特定の個人が識別される情報が含まれることから、本人の同意を得る等個人情報保護条例等に抵触しないよう留意してください。

なお、本人の同意が得られない場合には、その方の氏名を伏せるなど、個人が識別されないよう留意してください。

6 アンケートでの意見

○現状夫婦二人で経営 後継者育成まで考えられない10数年で現状維持は無理と考える

○農業に関する物を開発したい。6次産業の実施を実現したい。

○小曾根地区は農地未整備地であり難儀を要しています。本地区の農地整備に対して国、地方自治体、地域住民、耕作者が一体となって取り組みが行えるよう強く希望します。

○耕作が長年されていない農地の整備への支援や形の不規則な土地または不揃いな土地の利用の支援等があると条件が悪い農地の解消となると思う。(支援は金銭面というより、法的な面からのアドバイス、業者の斡旋等)